

GATE 光 契約約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第7条（本サービスの利用料金）</p> <p>1. 当社は契約者に対して、毎月本サービスの利用料金を算出し、本サービスの利用月の翌々月に請求書を<u>送付</u>するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>第7条（本サービスの利用料金）</p> <p>1. 当社は契約者に対して、毎月本サービスの利用料金を算出し、本サービスの利用月の翌々月に請求書を<u>発行</u>するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>
<p>第8条（権利義務の譲渡等）</p> <p><u>契約者は、本契約に基づき発生する権利・義務を第三者に譲渡、転貸、質入等の処分をすることができないものとします。</u></p>	<p>第8条（権利義務の譲渡等）</p> <p><u>契約者は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。</u></p>
<p>第14条（本契約の解除）</p> <p>1. 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方へ<u>催告を要せず本契約を解除することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 重大な過失又は背信行為があったとき</u></p> <p><u>(2) 支払停止又は支払不能があったとき</u></p> <p><u>(3) 仮差押、差押、仮処分又は競売の申立があったとき</u></p> <p><u>(4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき</u></p> <p><u>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>(6) 公租公課の滞納処分を受けたとき</u></p> <p><u>(7) 解散又は営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡又は分割したとき</u></p>	<p>第14条（本契約の解除）</p> <p>1. 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方へ<u>何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。</u></p> <p><u>(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</u></p> <p><u>(2) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、銀行取引停止処分を受けたとき又は支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき</u></p> <p><u>(3) 第三者より差押え、競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき</u></p> <p><u>(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。</u></p> <p><u>(5) 解散の決議をしたとき</u></p> <p><u>(6) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>(7) 違法に、又は公序良俗に反する態様にて当該サービスを利用したとき</u></p>

変更前	変更後
<p>(8) 第 15 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき</p> <p>(9) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき</p> <p>2. 契約者又は当社が、相当の期間を定めてなした催告後も、<u>相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</u></p> <p>3. 契約者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、期限の利益を喪失し、相手方に対して直ちに一切の債務を履行しなければならないものとします。</p>	<p>(8) <u>本サービスを直接又は間接に利用する第三者又は当社に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用したとき</u></p> <p>(9) <u>当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用したとき</u></p> <p>(10) 第 15 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき</p> <p>(11) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき</p> <p>2. 契約者又は当社は、<u>相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてなした催告後もこれが是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</u></p> <p>3. 契約者又は当社が前二項のいずれかに該当したときは、期限の利益を喪失し、相手方に対して直ちに一切の債務を履行しなければならないものとします。</p> <p>4. <u>本契約の解除は、解除事由に該当した当事者への損害賠償請求を妨げないものとします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 17 条（契約者の名称等の変更）</u></p> <p>1. <u>契約者は、以下の各号のいずれかの契約者情報に変更が生じたとき（相続及び法人の合併による場合を含みます）は、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、当該変更の事実を証する書類等を提出するものとします。</u></p> <p>(1) <u>商号又は名称</u></p> <p>(2) <u>住所</u></p> <p>(3) <u>代表者</u></p> <p>(4) <u>電話番号又は電子メールアドレス</u></p> <p>2. <u>当社が、契約者登録情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものと</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>みなされます。</u></p> <p>3. <u>契約者が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。</u></p>
(新設)	<p><u>第18条（免責）</u></p> <p>1. <u>当社は、本サービスについて、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供しよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</u></p> <p>3. <u>当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>
<p>第17条（損害賠償）</p> <p>第18条（遅延損害金）</p>	<p>第19条（損害賠償）</p> <p>第20条（遅延損害金）</p>
(新設)	<p><u>第21条（残存条項）</u></p> <p><u>第8条（権利・義務の譲渡の禁止）、第16条（秘密保持）、第18条（免責）、第19条（損害賠償）、第22条（準拠法・管轄裁判所）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</u></p>
<p>第19条（準拠法・管轄裁判所）</p> <p>1. 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、契約者及び当社はお互いに信義誠実の原則に則り、<u>話し合い</u>によって解決するものとします。</p> <p>2. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとします。</p> <p>3. 本契約に関する紛争が生じた場合には、その訴額に応じて、東京地方</p>	<p>第22条（準拠法・管轄裁判所）</p> <p>1. 本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合、契約者及び当社はお互いに信義誠実の原則に則り、<u>協議</u>によって解決するものとします。</p> <p>2. 本契約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとします。</p> <p>3. 本契約に関する紛争が生じた場合には、その訴額に応じて、東京地方</p>

変更前	変更後
<p>裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>
<p>第 20 条（個人情報の取り扱い）</p>	<p>第 23 条（個人情報の取り扱い）</p>
<p>スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266</p> <p>2019 年 8 月 1 日制定</p>	<p>スターティア株式会社 電気通信事業者届出番号：A-29-16266</p> <p>2019 年 8 月 1 日制定 <u>2021 年 4 月 26 日改訂</u></p>

以上